

日本教育大学院大学 研究上の行動規範及び不正行為に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日 制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 日本教育大学院大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為を防止するため、本学において研究に携わる者の行動規範及び不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程に定める公的研究費とは、国及び独立行政法人または地方公共団体等から配分される資金をいう。

2 この規程において「不正行為」とは、本学の役員・教職員・学生等（以下「構成員」という。）又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行なった次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ・研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器及び研究過程に操作を加え、又はデータもしくは研究成果を変更・省略することにより研究内容を正しく表現しないこと。
- (3) 盗用 他人の研究内容・文章・手法・用語等を適切な手続きを経ることなく流用すること。
- (4) 虚偽申請 事実と異なる内容・肩書及び他人の氏名を用いて応募すること。
- (5) 公的研究費等の不正使用 架空の取引、実体の伴わない出張・謝金等の公的資金等の不適切な公的資金等の使用及び横領等を行なうこと。
- (6) (1) から (5) に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

第 2 章 行動規範

(研究活動に係る行動規範)

第 3 条 本学の構成員は、高い誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行なわない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を保証するよう努めなければならない。

2 本学の構成員は、研究活動の結果等の正当性を科学的に示す最善の努力し、専門領域における研究者相互の評価に積極的に関わらなければならない。

3 本学の構成員は、研究活動の倫理に基づき、研究に対する国民の信頼を堅持し、その負託に応えなければならない。

4 本学の構成員は、責任のある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な研究環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚しなければならない。

5 本学の構成員は、所属機関の研究環境の向上に努めなければならない。

6 本学の構成員は、研究への協力者に対し、その人格・人権を尊重し、待遇に配慮しなければならない。

第 3 章 不正行為対応委員会

(不正行為に係る申立て)

第4条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、口頭または書面により「日本教育大学院大学公的研究費等の適正管理に関する規程」第8条に定める不正行為通報窓口を通じ申立てを行なうことができる。

(不正行為対応委員会の設置)

第5条 学長は不正行為通報窓口への申立てに基づき、不正行為の疑いがある場合は、不正行為の調査・審理及び判定を行なうため、不正行為対応委員会を設置する。

2 不正行為対応委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 事務局長
- (4) その他、学長が必要と認めた者

(調査・審理及び判定)

第6条 不正行為対応委員会は不正行為の有無及び程度等について調査・審理し、判定を行なう。

- 2 不正行為対応委員会は、必要があると認めたときは、調査の対象者（以下「調査対象者」という。）に対して事情聴取、関係資料等の調査を行なうことができる。
- 3 不正行為対応委員会は、判定に当たっては調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 不正行為対応委員会は、第1項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立て者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立て者のうち氏名の秘匿を希望した者については、不正行為通報窓口を通じて通知するものとする。

第4章 不服の申立て及び処分

(不服の申立て)

第7条 申立て者及び調査対象者は、前条の判定の結果に意義のある場合は、不正防止通報窓口を通じ、異議を申し立てることができる。

2 前項の異議申立ては、原則として判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行なわなければならない。

(不服審査委員会)

第8条 学長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置し、その旨を申立て者及び調査対象者に通知するものとする。

2 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（不正行為対応委員を除く。）のうち学長が依頼した者
- (2) 本学の大学教員（不正行為対応委員を除く。）のうち学長が指名した者3名
- (3) 事務局長

(再調査)

第9条 不服審査委員会は、第6条の規程を準用して、再調査・再審理及び判定を行なわなければならない。

2 不服審査委員会は、前項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立て者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立て者のうち氏名の秘匿を希望した者については、不正行為通報窓口を通じて通知するものとする。

- 3 申立て者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して、異議を申し立てることはできない。

(裁定・処分)

第10条 学長は第6条第1項の(異議申立てが行なわれた場合においては前条第1項)の判定が行なわれた場合には、不正行為の重大性、関与の度合いに応じて、該当する構成員に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 公的研究費等の全額又は一部を返還
- (2) 研究活動の執行停止命令
- (3) 不正行為が行なわれたと判定された論文等の取下勧告

- 2 学長は、不正行為が懲戒理由に該当する場合には、「日本教育大学院大学教職員規程」により、その手続きを行なう。

- 3 学長は、不正行為に関係した業者に対しては、直ちに取引停止とし、その期間は無期限とする。

(調査結果の公表)

第11条 学長は、学長は不正行為が行なわれたと判定された場合は、速やかに調査結果を公表する。

第5章 守秘義務及び申立て者・調査対象者等の取扱い

(守秘義務)

第12条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(申立て者・調査対象者の取扱い)

第13条 学長は、不正行為に係る申立て者に対し、悪意に基づく申立てを行なったものについて、必要な措置を講じなければならない。

- 2 学長は、不正行為に係る申立て者に対して、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てを行なったことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、調査対象に対して、相当な理由なしに、単に不正行為に係る申立てがなされたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない。

第7章 改正及び雑則

(改廃)

第14条 この規程は、教学評議会の承認を受けなければならない。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。